

大垣市立江東小学校いじめ防止基本方針

平成26年	4月	1日	策定
平成28年	4月	1日	改訂
平成29年	4月	1日	改訂
平成29年	9月20日		改訂
平成30年	4月	1日	改訂
令和2年	9月	3日	改訂

大垣市立江東小学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止に向け実施すべき施策を次のように定めます。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第1章第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

→ これには金品をたかられる・物を隠される・いやなことを無理やりさせられることや、仲間はずれ・無視など、直接的な関わりでなくても相手に心理的圧迫等で苦痛を与える行為も含まれます。また、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童が感じている被害性に基づいていじめに該当するか否かを判断します。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与える。時には、生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。いじめを単なる仲間のトラブルと考えることなく、人権にかかわる問題としてとらえる。

(3) 学校としての構え

- ① いじめはどの学級にも、どの児童にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識をもつ。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人がもち、いじめを許さない校風を創り出す。
- ③ 「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」を進め、教職員や仲間との信頼関係を構築し、規律ある授業づくりや集団づくりをする。
- ④ いじめの早期発見に努め、事実を明らかにし、毅然とした対応と粘り強い指導を継続する。
- ⑤ 保護者や地域、関係機関との連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求める。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ① 「分かった、できた」という達成感を味わえる授業づくりに努める。
- ② 仲間のよさを認め合い、望ましい人間関係を築く学級経営の充実を図る。
- ③ 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心）

- ① 道徳で、内容項目Dー（ア）「生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する態度を育成する」を全学年の重点目標として指導する。
- ② 地域でのボランティア活動や学年の発達段階に応じた体験的活動を通して、豊かな情操と道徳心を培い、人間関係を形成する能力を養う。
- ③ 学級でのよいこと見付けや児童会のポカポカウィークやひびきあいの日の取組を展開し、いじめのない学校づくりに努める。

(3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ① 児童を価値付ける場面をできるだけ多く設定し、自己肯定感を高める。
- ② 児童同士が仲間のよさを見付け合い、児童の信頼関係を育成する。
- ③ 自分の生き方を見つめ、将来について考えることを通して、自己決定を支援する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① スマートフォンや通信型ゲーム機等の使用について、児童や保護者への情報や資料を提供し、啓発する。

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 定期的なアンケート調査を実施する。（記名3回、無記名2回）
- (2) アンケートをもとに教育相談を実施する。（定期・随時）
- (3) 日常の観察や生活記録から、児童の状況を把握する。
- (4) 全職員で気になる児童の情報交流をし、情報の共有化を図る。（毎週）
- (5) 気になる情報は保護者に連絡し、情報共有を図って指導にあたる。

4 いじめ未然防止対策委員会の設置（いじめ防止対策推進法第22条）

いじめの未然防止、早期発見・早期対応策等を実効的かつ組織的に行うため、次の委員により構成される「いじめ未然防止対策委員会」を設置する。

「委員会のメンバー」

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談担当
特別支援コーディネーター・関係職員（※必要に応じて、大垣市教育委員会
大垣市いじめ等サポートチーム等）

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容
4月	・学校だより、Web ページ等による学校のいじめ防止基本方針等の発信 ・PTA総会で「方針」の説明 ・教育相談
5月	・学校評議員の会等で「方針」説明 ・第1回「いじめ未然防止対策委員会」の実施 ・心のアンケート実施 教育相談 ポカポカウィーク
6月	・心のアンケート実施 教育相談
7月	・第1回県いじめ調査
8月	・現職教育（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）
9月	・教育相談

10月	・心のアンケート実施 教育相談
11月	・心のアンケート実施 教育相談 ポカポカウィーク ・「ひびきあいの日」に向けた取組 ・生活委員会の挨拶運動
12月	・「ひびきあいの日」(学年・生活・報道・JRC委員会・児童会の取組) ・学校評価のアンケート ・第2回県いじめ調査
1月	・教育相談 ・第2回「いじめ未然防止対策委員会」の実施
2月	・児童会の取組のまとめ ・心のアンケート実施 教育相談 ・学校評議員の会
3月	・学校だよりによる次年度の取組等の説明

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時の対応

- ① いじめの被害者の立場を尊重し、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめの問題に対して、学年や全校等、組織的に対応する。
- ③ いじめの指導状況を大垣市教育委員会に随時報告し、連携した指導に努める。
- ④ 事実に基づき、児童への指導と保護者への説明を行う。
- ⑤ いじめた側の児童には、被害者の苦しみを理解させ、反省と謝罪をさせる。
- ⑥ いじめが傷害や恐喝など悪質な場合は、被害者の保護者と相談の上、警察等に届ける。
- ⑦ いじめの指導が終わった後も、本人を見守り、保護者との継続的な連絡を行う。
- ⑧ 必要に応じ、大垣市教育委員会教育総合研究所や大垣市いじめサポートチーム等の協力を求めて指導にあたる。

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。
- ① いじめの事実を大垣市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、大垣市教育委員会の指導のもと、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ 調査結果を大垣市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
 - ④ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに大垣警察署に通報し、適切な援助を求める。

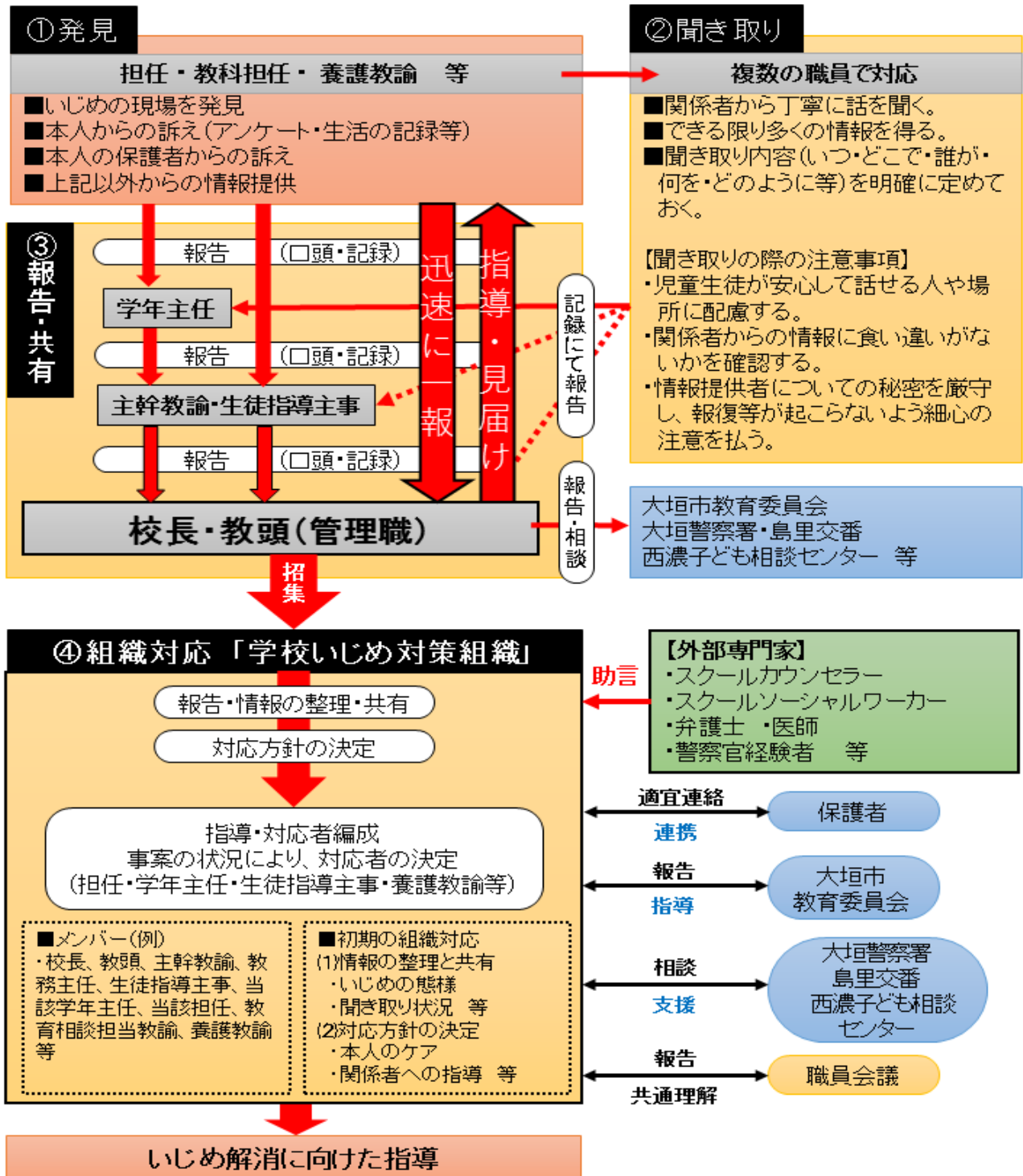
(3) いじめの解消について

少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が止んでいる … 心理的または物理的な影響を与える行為(ネットを通じてのものも含む)が3か月以上止んでいること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと … ①の確認時に苦痛を感じていないことが児童及びその保護者から確認されること。

いじめ対応フロー図 ～いじめ問題発生時の組織的な対応～

大垣市立江東小学校



7 学校評価における留意事項

学校評価に次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- いじめの早期発見の取組に関すること
- いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取り扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査などが資料として重要になることから、資料となるものについては5年間保存する。